

原議保存期間30年
(平成51年12月31日まで)

警察庁丙交企発第126号、丙交指発第28号
丙運発第40号

平成21年9月4日
警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について
道路交通法の一部を改正する法律(平成21年法律第21号。以下「改正法」という。)は、本年4月24日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成21年政令第225号)により、改正法附則第1条第2号に掲げる規定は、本年10月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第226号。以下「改正令」という。)が本年8月28日に公布され、本年10月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ及び地域交通安全活動推進委員の活動に係るものであり、その趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

記

1 車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ

(1) 趣旨

あおり行為を始めとする車間距離保持義務違反となる行為については、追突事故の原因となること、現実に数多くのあおり行為が行われ、交通の危険を生じさせている実態があること等を踏まえ、交通事故を抑止する観点から、このような行為の取締りを強化することは重要な課題となっている。特に、こうした行為が高速自動車国道又は自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)で行われた場合は、道路交通秩序に与える影響がより大きく、危険性が高いといえる。

そこで、高速自動車国道等における車間距離保持義務違反について法定刑を引き上げることにより、このような危険な行為の抑止を図ることとしたものである。

(2) 内容

高速自動車国道等における車間距離保持義務違反に係る法定刑を現行の「5万円以下の罰金」から「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」に引き上げることとした(改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第119条第1

項第1号の4)。

また、本改正規定の施行に伴い、高速自動車国道等における車間距離保持義務違反に対する行政処分の基礎点数を現行の「1点」から「2点」に、反則金の額を現行の「6千円」から「9千円」に（普通自動車の場合）それぞれ引き上げることとした（改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2及び別表第6）。

（3）留意事項

高速自動車国道等における車間距離保持義務違反となる行為の抑止を図るため、関係機関・団体と連携の上、車両等の運転者に対して改正法及び改正令の内容の周知徹底を図るとともに、改正法及び改正令の趣旨を踏まえ、より一層積極的な取締りを推進すること。

（4）経過措置

施行前にした行為に対する反則行為の取扱い及び違反行為に付する基礎点数については、なお従前の例によることとした（改正法附則第3条及び改正令附則第2項）。

2 地域交通安全活動推進委員の活動に関する規定の整備

（1）趣旨及び内容

現在、地域交通安全活動推進委員は、住民に対する交通安全教育等の活動を行っているところであるが、高齢化の進展、バリアフリー化の推進等にかんがみ、高齢者や障害者の通行の安全を確保するための方法についての啓発を併せて行わせることにより、効果的かつ効率的に住民の理解を深めることができ、高齢者や障害者の交通事故防止に資するものと考えられる。

そこで、地域交通安全活動推進委員の活動に、高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進（改正法による改正後の道路交通法第108条の29第2項第2号）を加えることとしたものである。

（2）留意事項

高齢者や障害者の通行の安全を確保するための街頭啓発活動が効果的に行われるよう、地域交通安全活動推進委員に対する講習において街頭啓発活動の重要性やその実施要領、交通関係法令等について教養するほか、必要な資料提供を行うこと。